

会 議 録

1 附属機関の会議の名称 令和8年度第1回少年自然の家運営委員会

2 開催日時

令和8年8月20日（木）午前10時00分から11時30分まで

3 開催場所 水戸市少年自然の家 小研修室

4 出席した者の氏名

(1) 委 員 志田 由美子、綿引 理恵子、浅野 直俊、齊藤 秀一、木村 政守、青柳 直子、
櫃本 真美代、今川 宗男、安藤 正光

(2) 執行機関 林 栄一、島田 顕範、金光 智之、豊田 正弘、伊神 靖尚

5 議題及び公開・非公開の別

(1) 報告

ア 令和7年度利用状況について（公開）

イ 令和7年度主催事業について（公開）

(2) 協議

ア 令和8年度運営方針について（公開）

イ 令和8年度利用状況について（公開）

ウ 令和8年度主催事業について（公開）

(3) その他

ア 少年自然の家における民間活力活用について（公開）

6 非公開の理由

7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人

8 会議資料の名称

令和8年度第1回少年自然の家運営委員会資料

9 発言の内容

執行機関 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和8年度第1回水戸市少年自然の家運営委員会を始めさせていただきます。

はじめに、市学校長会で委員の改選があり、補充委員の選任を行いましたので御報告いたします。令和8年5月13日付けで水戸市学校長会から、____委員、____委員が御就任されま

した。お手元に委嘱状を配布させていただき、交付とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和9年7月7日までのとなります。

次に、委員長から御挨拶させていただきたいと存じます。

(委員長あいさつ)

次に、生涯学習課長から挨拶申し上げます。

(生涯学習課長あいさつ)

執行機関 続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願いします。

各 委 員 (委員自己紹介)

執行機関 続きまして、自然の家の職員及び生涯学習課副参事の紹介をさせていただきます。

職 員 (職員自己紹介)

執行機関 次に、委員の出席状況でございますが、10名の委員のうち9名の委員に出席いただいております。水戸市少年自然の家条例第16条第2項の規定により、当委員会は定足数に達しています。

それでは、これより議事に入ります。議長につきましては、水戸市少年自然の家条例第16条第1項の規定により委員長をお願いしたいと存じます。

委 員 長 それでは、次第に基づきまして議事を進めます。御協力の程、よろしくお願いいたします。

はじめに、3報告 (1) 令和7年度利用状況について、(2) 令和7年度主催事業については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

執行機関 (執行機関説明)

委 員 長 事務局からの説明が終わりましたが、御質問、御意見ございますか。

____委員 対象別利用状況の「その他」で具体的に増加した利用団体は何ですか。主催事業の参加者は、ほかの主催事業にもよく参加している方なのか、初めて参加される方が多いのか教えてください。主催事業の参加者へのアンケート調査の中で、仮に少年自然の家が実施する主催事業がない場合、自分たちで体験型の事業を見つけて参加していくのかどうかを、聞いてみてはどうでしょうか。

執行機関 「その他」には高校の部活動や、主催事業の参加者数が計上されております。主催事業の応募は、全体的に見れば、3分の1程度が以前も主催事業に参加したことがある方でございます。主催事業のアンケート調査は、実施内容を5段階で評価することや、再度、参加したいかどうか、内容で気がついたことなどを聞いておりますが、もう少し深く突っ込んだ内容を尋ねてもよいかもしれません。

____委員 主催事業については、参加者向けのアンケート調査の結果を基に、新たな主催事業を実施することも進めてほしいです。

令和7年度の「四季の体験学習」などは募集人数に対して、応募人数が少なかったようですが、どういう状況なのでしょう。

執行機関 「四季の体験学習」と「ウォーターロケットプロジェクト」は募集人数に対して、応募人数が少なかったため、令和8年度は学校へのチラシのは配布を徹底するとともに、特に「ウォーターロケットプロジェクト」は参加者のアンケート調査で、通算で4回実施し、飽きてしまうという御意見もございましたので、新たに筑波宇宙センターの見学を加えました。令和8年度の実募人数は、募集人数を超過し、特に「ウォーターロケットプロジェクト」は応募が90名に達しました。

副委員長 少年自然の家の情報は SNS で発信していますか。

執行機関 市のウェブサイトと広報誌で発信しております。

副委員長 大学の職員から SNS の活用が大変重要だと聞いたので、少年自然の家の状況を聞きました。

委員長 ほかにございませんか。なければ、次に、4 協議 (1) 令和 8 年度運営方針について、
(2) 令和 8 年度利用状況について、(3) 令和 8 年度主催事業について、は関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

執行機関 (執行機関説明)

委員長 事務局からの説明が終わりましたが、御質問、御意見はございますか。

____委員 3 点質問します。1 点目は、企業研修や高校生の勉強合宿を誘致したいとの説明がありましたが、少年自然の家の利用対象者を児童生徒から新たに広げたのか、それとも以前から広がっていたのでしょうか。

2 点目は、最近、探究学習がよく取り上げられていますが、少年自然の家でもウォーターロケットプロジェクトが該当するのかもしれませんが、探究学習のようなものに取り組んではどうでしょうか。

3 点目は、主催事業の募集でチラシを工夫したと説明がありましたが、例えば、「ウォーターロケットプロジェクト」の応募人数が増加したのは、筑波宇宙センターの見学が新たに追加されたためのなのか、チラシが非常に魅力的だったからなのか、判然としないので、配布したチラシを見せていただきたい。

執行機関 1 点目でございますが、少年自然の家では児童生徒のほか、以前から青少年も利用者の対象としており、高校生や大学生にも御利用いただいております。また、平成 29 年度のリニューアルオープン時に、30 歳未満の者が過半を占める団体による企業研修も認めることとし、利用者の対象の拡大を図っております。

2 点目でございますが、探求学習は委員御指摘のとおり、「ウォーターロケットプロジェクト」がそれに近いもので、段階が進むごとに内容が難しいものとなり、自分なりの達成を得ていくものでございます。

3 点目でございますが、チラシは見やすいものを作成しておりますが、今回、「ウォーターロケットプロジェクト」の応募が多数ありましたことにつきましては、チラシのデザインの効果か、筑波宇宙センターの見学があるからかどうかは、分かりかねます。現時点の筑波宇宙センターの参加希望者は、「ウォーターロケットプロジェクト」の参加者 30 名のうち 17 名程度であることから、その効果が薄いと考えられることもできますが、応募いただいた 90 名が筑波宇宙センターの見学に興味がなかったのかは断定しかねます。

そのことよりも、今回は「四季の体験学習」も「ウォーターロケットプロジェクト」も応募に際して、水戸市内の小学校の対象者となる児童向けに 1 枚ずつチラシを配布したことが大きかったのではないかと考えられます。申込可能な時期に、手元にチラシがあると、保護者も子どもも参加してみたいと考えるのではないのでしょうか。チラシは後日、確認いただきたいと存じます。

なお、筑波宇宙センターの見学は、今年度実施して参加者からの感想なども聞いた上で、来年度以降も継続するかどうか検討させていただきます。

____委員 主催事業の参加者へのアンケート調査で、この事業はどこで知って参加を希望したのか聞いてみるとよいのではないのでしょうか。

また、運営方針の主要施策の現代的な教育課題への対応で、「試練、チャレンジの機会を与える体験活動を実施する。」とありますが、どの程度の試練、チャレンジを与えるのでしょうか。

執行機関 主催事業につきましては、「ウォーターロケットプロジェクト」4段階を経て完成するものですが、対象である小学校高学年からすると、第3段階、第4段階は非常に難しく、職員のフォローもあって完成はしますが、児童にとってはチャレンジであると考えられます。活動プログラムにつきましては、「火起こし体験」が該当すると考えられます。火起こしは、摩擦を利用して行いますが、大変難しく、参加者の半分程度しか成功しません。参加者の満足度は低下するかもしれませんが、青少年教育施設である少年自然の家におきましては、実施すべき試練、チャレンジだと考えております。

____委員 試練、チャレンジに関連するのですが、少年自然の家のようなアウトドアの活動を行う施設と相性が良いのは防災教育だと考えます。防災という言葉は興味をもたれるキーワードでもありますし、アウトドアは、何もないところで一から行う、不自由な環境で行う面を持っており、防災教育とマッチするものですので、来年度の主催事業に加えることも検討してみてはどうでしょうか。

____委員 まもなく改定される次期学習指導要領の中に、『「好き」を育み、「得意」を伸ばす』というキーワードがあり、その中の4つの柱の一番目に探究学習でてきますが、総合的な学習の時間も、総合的な探求の時間に名称が変更されます。各地域、各学校では、今後の探究学習の実施に向けて、様々な検討を行っていますが、その中で少年自然の家との連携を模索する動きもあるかもしれませんし、保護者の方も探究学習を認識していけば、学校外でも推進されますし、その両輪で、子どもの生きる力を未来に向かって伸ばしていくことになるのではないのでしょうか。

学校では、1年生から2年生の生活科及び3年生から5年生の総合的な学習の時間を探究学習に変更していくのか検討していますが、東京都渋谷区では午前中を40分授業にして5時間目まで行い、午後は探求の時間に当てていたり、東京都目黒区では、午後の余った時間に独自の探究学習を行っており、学校も変化していくことになります。

副委員長 大学にも探究学習をどうしたらよいのか、問い合わせが増えていますが、学校からこういう場面・施設が活用できるということを御提案いただくと、大学側も助かります。

____委員 学校と大学が連携することもよいですが、少年自然の家でも宿泊学習以外でも学校に利用していただけるような活動内容を提案できると、利用者の増加につながるのではないのでしょうか。

委員長 その他にございませんか。なければ、5その他に移ります。事務局から何かありますか。

執行機関 それでは、ここで少年自然の家における民間活力活用について御説明いたします。

(執行機関説明)

委員長 事務局からの説明が終わりましたが、御質問、御意見はございますか。

____委員 指定管理者制度を導入した施設を見てみると、導入後、5年程度が経過すると活動プログラムがなくなっていくイメージがあります。導入し、利用者が増加しても、本当に子どもたちのためになるのでしょうか。導入してから、そうなってしまったではどうかと思いますし、経費が増大するとなると、使用料や活動プログラム代も値上げされ、御家庭の負担が増えるのではないのでしょうか。行政としては、予算の確保や今後の維持管理を考えた場合、指定管理者制度導入を検討することも理解できますが、水戸市は子どもたちのために、これだけ経費をかけてやっているということも大事なのかと考えます。ゆくゆくはどうなるか分かりませんが、指定管理者制度を導入したからと言って、利用者が増加するとは限りませんし、新規で施設を増設

しない限りは、これだけのものしかないので、利用者の増加ができるか疑問があります。月曜日の休館を変更するとか、職員や専門的な方が増やせば、今より色々なことができるとかありますが、本当にそれが可能なのかどうかですね。青少年の活動という意味では、面白いことや珍しいことが大事なのではなく、初めて宿泊したのが、少年自然の家であったことや、宿泊することのドキドキ感など、子どもたちが学ぶことは多数あります。利用者の増加を図り、魅力的な施設にすることよりも、宿泊を通して、友達の色々な面を見ることができるといったことが大きな目的ですので、指定管理者制度導入など運営を大きく変更する理由はないと考えます。

____委員 教育関係に携わっていたことからお話しすると、活動プログラムであるグループワークは、子どもたちの人間関係の構築を学校だけではなく、少年自然の家のような施設を利用するときにも図ろうという、課題と解決策として考え出されたものです。同様に考えますと、指定管理者制度導入も含めて、冬場の利用者が少ないといった課題があります。対応として、企業研修や勉強合宿があげられていますが、私は次の策を考えるのに当たり必要だと考えますのは、1つに市外の学校を高校も含めて入れていくことがあります。また、森林公園との連携です。森林公園では新たなことをはじめようとしており、それとの連携を考えることです。先ほど、探究学習の話がありましたが、少年自然の家の活動プログラムで実施するのは大変難しいと考えます。少年自然の家の職員が、よほど知識を持って、広い視点で作成しないと学校側で受け入れてもらえません。しかし、森林公園の新たな動きと連携すれば、対応できるかもしれません。このように、全体像を見た上で、何ができるのか、直営でできるのか、民間でできるのかを検討していくべきではないでしょうか。

民間による運営では、活動プログラムが増加するかもしれませんが、一方、安易に人を集めるための活動プログラムになってしまい、青少年育成施設の目的から外れてしまう恐れがあります。その場合、小学校は少年自然の家を利用できなくなるかもしれません。民間活力活用の検討に当たっては、全体を見る必要があります。

____委員 利用の対象者をどう考えるのかによって、考え方が変わってくると思います。児童生徒を対象とした場合、少年自然の家にお任せではなく、学校の教職員が自ら考えた活動を実施するのであれば民間が運営しても問題はないでしょうが、ここに学びの観点を入れると、指定管理者の職員のうち、社会教育主事資格の取得者や、教職員の経験がある方がほとんどおらず、学びが低下する恐れがあります。指定管理者の職員は、プロであり、安全教育もしっかり受けていますので、そういった面では良いのですが、単なる活動プログラムの提供になってしまうかもしれません。

一方で、利用の対象者を大学生とした場合、大学の教職員はある目的を持って動くので、施設を借りられればよく、運営が直営であろうと指定管理者であろうと、余り関係はありません。利用者のニーズやその対象者によって異なるということも言えます。

児童生徒をメインの利用者と考えるのであれば直営でよいと考えますし、自然観察やスポーツ系の新たな活動プログラムを作成・実施するのであれば、外部の講師を活用してもよいのではないのでしょうか。職員が全ての分野の専門性を持っているというのは難しいので、地域の人材を活用してはどうでしょうか。

____委員 利用者が独自のプログラムを実施したくとも、施設側から利用を制限されることもあり、特に食事のメニューが固定されていたり、食材も持ち込みが禁止されているところもあります。単に宿泊できればよい、安価で利用したい方もいる中、水戸市周辺にはそのような施設が複数あるのはありがたいことですし、やはり直営で運営していただきたいと考えます。

繁忙期の人員体制のことですが、かつてあった大洗少年の家では、水戸市サブリーダーズ会のメンバーが繁忙期にボランティアで従事していました。少年自然の家でもボランティアの活用を検討してはどうでしょうか。

委員長 その他にございませんか。

____委員 少年自然の家に提出する研修計画表の欄が小さく記入しづらいという話がありましたが、何か対応はできませんか。

執行機関 研修計画表はA4ですが、利用団体の中にはA3で提出される方もいますので、対応させていただきます。

____委員 以前、茨城県立中央青年の家を利用したとき、利用当日に、食事や入浴の時間などを調整していただいたことがあり、少年自然の家でも遠方からの利用者に配慮いただけるとよいです。

委員長 その他にございませんか。それでは、以上をもちまして議事を終了いたします。事務局に進行をお返しいたします。

執行機関 それでは以上をもちまして令和8年度第1回少年自然の家運営委員会を終了します。